

都市建設常任委員会会議記録

日 時 令和元年12月13日（金曜日）

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前10時16分 散会

付託事件

議案第106号、議案第112号、議案第118号、議案第119号、議案第120号、議案第124号、議案第125号、議案第133号中別表中歳出中第8款、議案第140号、報告第95号中第1表中歳出中第11款中都市建設委員会所管分

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第106号 水戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例
- ② 議案第112号 水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例
- ③ 議案第118号 水戸市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第119号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ⑤ 議案第120号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例
- ⑥ 議案第124号 指定管理者の指定について
- ⑦ 議案第125号 市道路線の認定及び廃止について
- ⑧ 議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第8款（土木費）
- ⑨ 議案第140号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）
- ⑩ 報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分）

2 出席委員（6名）

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
道路管理課長	有金正義君	道路建設課長	安達茂君
生活道路整備 課長	川又弘一君	河川都市排水 課長	三村隆君

建築課長	大和田	聡	君	土木補修事務所	大山	裕己	君
内原建設事務所	谷	萩幸治	君				
都市計画部長	高橋	涼	君	都市計画部長	川崎	洋幸	君
都市計画部技監兼市街地整備課長	坪	貴之	君	都市計画部技監兼住宅政策課長	木村	勤	君
都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長	加藤	久人	君	都市計画課長	黒澤	純一郎	君
建築指導課長	井原	孝志	君	公園緑地課長	上田	航	君
上下水道局下水道部長	白田	敏範	君	下水道管理課長	鬼澤	英一	君
下水道整備課長	松葉	光隆	君	下水道施設管理事務所長	川原井	正浩	君

6 事務局職員出席者

議事係長	綱島	卓也	君	書記	武田	侑未子	君
------	----	----	---	----	----	-----	---

午前10時 1分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第106号ほか9件であります。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第106号ほか9件を一括議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは、付託議案等については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案等について、御意見等を伺いながら採決に入ってまいりたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いします。

初めに、議案第106号 水戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第106号については賛成をいたします。

これは、中核市移行に伴う屋外広告業者の登録制度を設けるということでありまして、これは、中核市移行に伴い登録が簡素化されるということでもありますので、賛成であります。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第106号について採決します。

議案第106号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第112号については反対をいたします。

本条例は、駅前広場の使用を規制するという条例であります。そして、今回の条例制定に際して、10月と11月に行った自治体のパブリックコメントでは、表現の自由を侵害するものだということで多くの意見が寄せられました。条例案は若干の手直しがありましたが、しかし、その本質は変わらないということになります。

1つは、第10条で、5万円の過料を課すということができる条例は、県内にはなくて全国でも少ないということでもあります。

2つ目は、第5条で、市が禁止する行為は、おそれがあるもの、これに類するもの、との規定がありますが、これは曖昧であり、不明確であり、解釈によっては言論、表現の自由を侵すことに使われる可能性があります。

3番目に、第8条で、その他の法令の許可、遵守がありますが、道路法、道路交通法などにより、駅前広場における街頭宣伝、演説、チラシ配布などが許可となることがあり得ると。表現の自由を侵すことに使われるおそれがあるということでもあります。

4番目には、本条例により、駅前広場のスケートボードは禁止されますが、スケートボードは東京オリンピックの正式種目になっておりまして、スケートボード禁止に違反したならば、子どもたちは過料の対象となるということで、教育的にもなじまないと。スケートボード場の建設計画もないということでもあります。

5番目に、茨城県弁護士会が会長声明で述べているように、駅前広場のような公共施設の利用は原則として自由が認められるべきであり、できる限り表現の自由の保障が図られるべきであると。本条例は、表現の自由を保障した憲法第21条に違反する疑いが極めて濃厚であると表明しております。

そして、6番目には、本条例の中で、言論、表現の自由を侵害しないように運用するという条文がないということ、そのため拡大解釈で表現の自由が侵害されるおそれがあると。

最後に、条例制定の根拠が極めて不明確であるということでもあります。

以上で、反対をいたします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

五十嵐委員。

○五十嵐委員 水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例についての議案第112号につきましては、賛成の立場で意見を申し上げます。

市民はもちろんのこと、観光客や仕事や通学で市外から来られる駅前を利用する皆様への、安全で快適な駅前広場の環境の確保は非常に重要なことであると認識しております。

一方で、駅前の活性化や仕事や表現の自由の保障を奪うようなことは、この条例の趣旨からかけ離れることになるものと思われまますので、その点の誤解が生じないように、広報や告知に努めていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、この条例により駅前を利用する多くの方々の安全確保になるような条例の制定を図っていただきたいと思います。

さらにつけ加えさせていただければ、若者たちが安全な場所でローラースケートやスケートボード等ができる場所等の確保を図っていただきたいと思いますことを強く要望いたします。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第112号について採決します。

議案第112号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○飯田委員長 挙手多数であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号 水戸市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたら願います。

中庭委員。

○中庭委員 議案第118号については賛成をいたします。

その理由として、自転車専用道路の規定を新たに設けるということでありまして、これに該当する自転車道は市内に1カ所しかないということでもありますので、設置可能な道路については積極的な設置を求めています。

以上です。

○飯田委員長 五十嵐委員。

○五十嵐委員 水戸市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第118号につきましては、賛成の立場から意見を申し上げます。

この議案は、自転車を利用する皆様の安全確保に大変有効な手段であると考えます。したがって、この条例に沿ってできる限り、交通量が多い道路や自動車や歩行者が多い道路、危険と思われるような道路から、安全かつ円滑な交通を確保するという目的を図っていただきたいと考えます。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第118号について採決します。

議案第118号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第118号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたら願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第119号について採決します。

議案第119号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第119号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 水戸市営住宅及び特定市営住宅条例の一部を改正する条例について、御意見等が

ありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第120号については賛成をいたします。

その理由として、今回の改正によりまして、市外に住んでいる方も入居できるようになるということで、市営住宅が、今700戸近くも空き家になっておりますから、それに対する有効な対策にもなるし、水戸市の人口をふやす対策にもなると思いますので、賛成であります。

それから2つ目は、連帯保証人制度を廃止するという点についてであります。これは国の指示もありました。そして、ひとり暮らしの高齢者、低所得者の方にとっても入居しやすくなったということでもあります。同時に、市税を滞納した場合でも分割納入が認められれば、これは入居できるということになりました。そういう点では評価ができます。また、家賃減免制度も県並みにするという答弁がありましたので、ぜひこれも早期に実施できるようにしていただきたいということで、賛成をいたします。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第120号について採決します。

議案第120号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第120号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第124号 指定管理者の指定について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第124号については賛成をいたします。

これは公園の管理を水戸市公園協会に委託するという点であります。水戸市公園協会では草取り、それから枝の剪定などを行っている労働者がいますが、臨時職員である方が多くいらっしゃいますので、ぜひ、その待遇改善を図っていただきたいと思っております。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第124号について採決します。

議案第124号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第124号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号 市道路線の認定及び廃止について、御意見等がありましたらお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第125号について採決します。

議案第125号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第125号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第8号）中別表中歳出中第8款（土木費）について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第133号については賛成をいたします。

これは人事院勧告に伴う建設部とか都市計画部などの給料を引き上げるということですので、賛成であります。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第133号について採決します。

議案第133号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第133号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第140号 令和元年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第140号については賛成をいたします。

これは人事院勧告に伴う下水道部の職員の給与引き上げでありますので、賛成です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 ないようですので、議案第140号について採決します。

議案第140号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第140号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第95号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第5号）中第1表中歳出中第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分）について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 報告第95号については、専決処分ですが賛成をいたします。

この理由としては、台風19号などの被害によりまして道路などが損傷したということで5億7,000万円の予算が計上されました。これについては、国田大橋の道路などの開通も含めて、ぜひ復旧を図っていただきたいと。また同時に、国に対する要望ですね。財政的な支援も含めて、ぜひ補助がふえる

ようにお願いしたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、報告第95号について採決します。

報告第95号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、報告第95号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第106号ほか9件についての審査は、全て終了しました。

なお、この際、本会議における委員会報告書についてお諮りします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました、閉会中所管事務調査一覧表のとおり、当委員会から議長に対しまして申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、次回の委員会についてお知らせします。

次回の委員会は明年1月10日金曜日、午後1時30分から開催したいと思いますので、よろしくお願います。

なお、開催通知は1月6日月曜日に送付しますので、御了承願います。

それでは、以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時16分 散会